

令和6年10月9日
財 務 省

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令案について

財務省では、証券金融会社及び短資業者が非居住者との間で行う証券の取得・譲渡の取引に係る報告の負担軽減並びに新型コロナウイルス対策に伴う対応について、外国為替の取引等の報告に関する省令（平成10年大蔵省令第29号）に係る所要の規定の整備を行うことを検討しております。

その概要については別紙1、改正案については別紙2のとおりであり、これについて御意見等がございましたら、氏名又は名称及び連絡先を付記の上（御意見等の内容を確認するため、連絡を取らせていただくことがあります。）、令和6年11月7日（木）（必着）までに、電子メール又は郵送により下記までお寄せください。なお、電話での御意見等には応じかねますので、あらかじめ御了承願います。

皆様から頂いた御意見等につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き、公表させていただきます。

また、御意見等につきましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

【御意見等の送り先】

○ 電子メールによる場合

メールアドレス： gaitame.shourei@mof.go.jp

※ e-Gov のパブリックコメントのページ中の意見提出フォームより提出することも可能です。

○ 郵送による場合

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省国際局調査課外国為替室法規係